

会 議 録

会議名 (審議会等名)		シビックプライドの推進に関する検討委員会 (第7回)		
事務局 (担当課)		観光・シティプロモーション課 電話 042-707-7045 (直通)		
開催日時		令和2年10月15日(木) 18時30分～20時30分		
開催場所		相模原市役所 本館2階 第1特別会議室		
出席者	委員	6人(別紙のとおり)		
	その他	0人		
	事務局	4人 (シビックプライド推進部長、観光・シティプロモーション課長、 他2人)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	1人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1 開 会 2 シビックプライド条例制定に向けたオープンハウスの実施結果 について【報告】 3 シビックプライドに関する条例の概要について 4 その他 5 閉 会		

審 議 経 過

第7回会議について、主な内容は次のとおり。

(○は委員の発言、●は事務局の発言)

1 開 会

2 シビックプライド条例制定に向けたオープンハウスの実施結果について【報告】
事務局より、9月13日(土)から26日(土)うちの7日間、市内8箇所において開催したオープンハウスの実施結果について報告した。

事務局からの報告に対する主な質疑等は次のとおり。

○概ね良い評価をいただいているものの、少数ではあるが「条例で市を好きになるというのは逆に心が離れる」という意見もあり、留意する必要がある。

○こうした市民の意見を聴く活動は、今後も継続した方がよい。

○参加した方の年代はどのようになっているか。また、市への要望としてはどのような意見があったのか。

●参加した方の年代としては、40歳代以上の方が約300名、20歳代は約100名であった。また、市への要望としては、公共施設に関することや、津久井地域では、交通の便に関する要望が多かった。

○たいへん多くの方にご参加いただいているものの、条例に関する意見が少ないことが気になった。

●条例についてのご意見を伺っても、どう書いていいのかわからない、難しいと言われることが多かった。公園や駅などで一般の方にご意見を伺っているので、普段、気にかけていない条例についてお聞きしてもなかなか意見がなく、市への要望ということになってしまったと考えられる。

○参加者は「シビックプライド」という言葉を知っていたか。

●パネルにより「シビックプライド」という言葉を解説したが、ほとんどの方は知らなかった。

○116の方が条例に賛成していただいたのは大きな材料になり、自分の想定よりも多かった。

○「シビックプライド」という言葉を周知していくことも今後の課題である。

3 シビックプライドに関する条例の概要について

前回の検討委員会において概ね了承された条例(案)について、庁内調整により修正した条例(案)を事務局より説明した。

事務局からの説明に対する主な意見等は次のとおり。

- 検討委員会での意見の全てではないが、趣旨の多くは残されたと思う。
- 第2条にある「シビックプライド」の定義に「まちのために自ら関わっていこうとする気持ち」という文章が入ったのは良かった。この文章がないと、愛着と言われても、相模原を好きになるということにはつながらないと思う。
- 第8条で規定している「指針等を定める」について、当初は「計画を策定する」としていたが、「指針」と「計画」の違いは何か。
 - 一般的には、「指針」は広く捉えるもので、「計画」は更に具体的に詳しく定めるようなものであり、条例案では、「指針等」と規定しているため、指針だけでなく計画なども想定している。
- 条例案にシビックプライド向上に関する取組の検証組織の規定を盛り込んでいない。市には既にシティプロモーションに関する検証組織があり、そこで検証するという話であったが、事務局の考えはあるか。
 - 条例案には検証組織の設置に関する規定を盛り込んでいないが、今後、条例の制定により、指針、計画などの策定や改定などを行うことになると思うが、その際には、行政だけではなく、市民の皆さんに入ってもらって検討委員会のようなものを組織して検討していく必要があると考えている。
- 前回の案では、表現がやわらかく、分かりやすくて良いと思ったが、今回の案では、「定義」、「責務」、「役割」などと表記されており、少しかたくなってしまった。
- 以前にあった通称「さがみん条例」がよいと思っていた。通称「さがみん条例」と呼んでほしい、というのは継続していくのか。また、「さがみんからのメッセージ」も良いと思っていたが、入れることはできないのか。さがみんが入っていることで、やわらかさが違ってくる。
 - 「さがみんからのメッセージ」として記載していた後文というものが、条例の構成にはないものである。条例には必要最低限の事項を記載することとなり、本当に必要な事項であるならば、前文や条例の中に記載する必要がある。
- 検討委員会では、「さがみん」や漢字の振り仮名等を盛り込んだ条例案としたが、実際は難しいと思う。そこで、条例は本市の形式に則ったものとして、例えば、条例を周知する際の解説などで、振り仮名や「さがみん」を入れれば良いと思う。
 - 条例が議会で議決された後には条例を普及していく必要がある。その際には、例えば、パンフレットを作成するなどして、市民に分かりやすいような形にしてお知らせしていく。
- 第5条では、「緑区、中央区、南区は各行政区の特徴を踏まえたシビックプライドを高めるための取組を推進します。」とあるが、条例施行後にどのようなことをするのか。
 - 現在、各区において、それぞれの区の特徴を活かした魅力づくり事業を行っている。条例制定後も、そういった事業においてシビックプライド醸成を意識し

たものとして取り組んでいくことを考えている。

- 第1条では、さがみはらファンを増やす、シビックプライドを高めると目的が2つ書かれている。この関係性について整理する必要がある。
- さがみはらファンを増やすというようなことを、国土交通省は「協働人口」と言っている。(自治体のファンを増やすこと) その他、以前から行政が使っている言葉としては「応援人口」というものもある。協働人口も応援人口もシビックプライドとは違うと思う。それを活かすとすれば、「さがみはらファンを増やすことによって、シビックプライドを高める」ということになる。つまり、協働人口や応援人口を増やした上で、その先にシビックプライドを高めるということになると思う。
- さがみはらファンとシビックプライドを高めることの関連性については、もう少し、分かりやすい表現や解説などが必要なのではないか。
 - この関連性については、法制部門からも指摘をいただいているので、引き続き調整して整理する。
- シビックプライドは、市民のコミュニケーションによって、どのように市民の誇りや愛着、共感といった気持ちを高めるかということである。シビックプライドを高めることを目的とするのであれば、まちのために関わっていこうとする人が増えることなので、目的をその一点にした方が良いと思う。
- 条例案の第9条の解説として、「シビックプライドを効果的、効率的に高めるためには、市の取組だけではなく、さがみはらファンと協力して進める必要がある。」と記載されており、さがみはらファンとシビックプライドはこの位置づけであると思う。目的はあくまでもシビックプライドを高めることであり、そのためには、市だけではなくて、さがみはらファンを増やして協力していきましょう、ということである。明確にシビックプライドを高めること、というのをはっきり出した方がよい。
- 目的は「シビックプライドを高めることを目的とする。」でよいと思う。その際、市の取組だけでなく、市民も一緒にやっっていこう、というような位置づけでよいと思う。
- 第1条から、「さがみはらファンが増えることを目指して」を削除した方が、目的が明確になる。第9条は協力に関することなので、「さがみはらファン」を削除してしまうと、誰と協力するのか、ということになる。
- 「さがみはらファンを増やすための取組を行い」という記述を削除でよいと思う。
- 例えば、第6条に、さがみはらファンの取組として、「さらにさがみはらファンを増やす」という文言を入れられないか。
 - 第6条には元々入れていたが、庁内調整の中で、そのような文言を入れると義務的になってしまうのではないかと、という議論があり削除した経緯がある。

○本日の意見を踏まえ、委員長と事務局で調整し、答申することとする。

○最後に、これまでの感想を皆さんからいただきたい。

○全国初となる「シビックプライド条例」を制定するという取組に関われたことは光栄である。今後、この取組が市民に理解され、全国からユニークで素晴らしい取組であると言われるようになればよい。

○市民として、条例の作成に参加できて良かった。これまで、学生など、様々な方の意見を伺ったが、意外とまちづくりに対して興味や関心があり、シビックプライドに対して前向きな意見をいただいた。シビックプライド条例を普及し、より良い相模原市になるよう進めていただけたら嬉しい。

○全国初の条例を作るという貴重な機会に携われたことや、市と関わることができたことを光栄に思っている。会議の中では条例のことや単語など、分からないことが多かったがたいへん勉強になった。今回の経験を今後活かしていきたい。

○シビックプライドはなかなか目に見えないものなので、難しいと感じた。団体として調査を行なってきた中で、シビックプライドが低いのは分かっていたが、それを分かっている誰も行動しない中で、行動として踏み出したことは本当に大きな一歩であると思う。

○この検討委員会は、若い人がいることと8人という少数の委員数であり、その両方あって活発な、実のある議論ができたのではないかと思う。どこに住んだとしてもその住むところで自分が主体的に関係を持つということが市民として一番嬉しいことだし、やりがいがある。愛着はその後についてくると私は思う。相模原市はポテンシャルが高いと思う。今後、この取組が実を結んでいくことを切に願っている。

4 その他

(1) シビックプライドに関するシンポジウムについて

令和3年1月15日（金）に杜のホールはしもとにおいて、シンポジウムを開催する。新型コロナウイルス感染症に配慮し、定員を収容人数の半数の250人とし、ライブ配信を行う。

(2) 今後のスケジュールについて

条例案については、委員長と事務局で調整を行った後、委員長より答申していただく。その後、市議会12月定例会議で説明を行い、パブリックコメントを実施した後、令和3年市議会3月定例会議で条例案を提案する予定。

以上

シビックプライドの推進に関する検討委員会（第7回）委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	加藤 優季	学生		出席
2	北村 俊明	株式会社 読売広告社 ひとまちみらい研究センター 所長		出席
3	佐藤 鉄郎	一般社団法人 藤野観光協会 事務局長	副委員長	出席
4	高田 泉	公募委員		欠席
5	野村 邦丸	フリーアナウンサー ラジオパーソナリティー		欠席
6	長谷川 彩華	公募委員		出席
7	牧瀬 稔	関東学院大学 准教授	委員長	出席
8	山田 康博	公益社団法人 相模原青年会議所 専務理事		出席

シビックプライドに関する条例の概要（案）

さがみはらみんなのシビックプライド条例

さがみはらは、今まで周辺のまちと合併を繰り返しながら成長してきた都市と自然がベストミックスしているまちです。このため、市内の多彩な魅力が人々を呼び込み、本市で生まれて住んでいる人も含めて、多様な価値観を持った人達が集まったはかり知れない可能性に満ちたまちです。こんなまちに暮らす私達は、シビックプライドを高めることで、みんなが一つになれるまちを目指して、新たなステップを踏み出します。

あなたは、さがみはらが大好きですか。あなたの好きなさがみはらを自由に自らみんなに発信し共有することで、さがみはらが大好きな人々が市内外にあふれていて、誰にでも自慢したくなる。そんなまちになることを願って、シビックプライドを高めるため、この条例を定めます。

（目的）

第1条 この条例は、さがみはらファンが増えることを目指して、市と関りのあるみんなのシビックプライドを高めることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- （1）シビックプライド 相模原市に対する誇り、愛着及び共感を持ち、まちのために自ら関わっていかこうとする気持ちのことをいいます。
- （2）さがみはらファン 相模原市を好きな人のことです。
- （3）相模原市と関わりのあるみんな 相模原市内に居住し、通学し、通勤し、又は滞在する人のことをいいます。

（基本的な考え方）

第3条 この条例は、相模原市と関わりのあるみんなに相模原市に対する誇り、愛着及び共感を持つことを決して強制するものではありません。相模原市と関わりのあるみんなの個人の思いを尊重しつつ、シビックプライドを高める取組を行うことを基本的な考え方とします。

（市長の責務）

第4条 市長は、自ら相模原市の魅力を発信します。

(市の責務)

第5条 市は、シビックプライドを高めるための取組を推進します。

2 緑区、中央区及び南区は、各行政区の特徴を踏まえたシビックプライドを高めるための取組を推進します。

(さがみはらファンの役割)

第6条 さがみはらファンは、自らが思う相模原市の魅力発信に努めます。

(相模原市と関わりのあるみんなの役割)

第7条 相模原市と関わりのあるみんなは、相模原市への関心及び理解を持つことに努めます。

(指針等)

第8条 市長は、シビックプライドを高める取組を効果的かつ計画的に推進するための指針等を定めます。

(協力)

第9条 さがみはらファン及び市は、互いに協力し、一体となってさがみはらファンを増やすための取組を行い、シビックプライドを高めることに努めます。

附 則 この条例は、令和 年 月 日から施行する。

シビックプライドに関する条例の概要（案）解説

さがみはらみんなのシビックプライド条例

さがみはらは、今まで周辺のまちと合併を繰り返しながら成長してきた都市と自然がベストミックスしているまちです。このため、市内の多彩な魅力が人々を呼び込み、本市で生まれて住んでいる人も含めて、多様な価値観を持った人達が集まったはかり知れない可能性に満ちたまちです。こんなまちに暮らす私達は、シビックプライドを高めることで、みんなが一つになれるまちを目指して、新たなステップを踏み出します。

あなたは、さがみはらが大好きですか。あなたの好きなさがみはらを自由に自らみんなに発信し共有することで、さがみはらが大好きな人々が市内外にあふれていて、誰にでも自慢したくなる。そんなまちになることを願って、シビックプライドを高めるため、この条例を定めます。

○第1段落

本市がこれまで近隣のまちと合併を繰り返しながら発展したことから、自然の豊かさと都市部の両方をあわせ持ったまちの魅力を示しています。

こうした魅力により本市に移り住んできた人、本市で生まれ育ち住んでいる人も含め、本市には多様な価値観を持った人が集まっていることによって、将来の可能性に満ちたまちであることも魅力であることを示しています。

この条例の制定をスタートとして、さがみはらに関わりのあるみんなが思う市や地域への誇りや愛着を高めることによって、どんな時でもみんなが一つになれるまちを目指す決意を示しています。

○第2段落

市のどのようなところが好きか、好きになるかは人それぞれで、決して強制するもの、強制されるものではありません。

それぞれが思うさがみはらの好きなところ、いいところ、魅力などをそれぞれの方法で自由に発信し、みんなで共有することにより、さがみはらを好きな人が市内だけではなく、市外にもおり、みんなが誰にでも自慢したくなるまちとなっていくことを願っています。

(目的)

第1条 この条例は、さがみはらファンが増えることを目指して、市と関りのあるみんなのシビックプライドを高めることを目的とします。

○この条例の目的を示しています。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) シビックプライド 相模原市に対する誇り、愛着及び共感を持ち、まちのために自ら関わっていきこうとする気持ちのことをいいます。
- (2) さがみはらファン 相模原市を好きな人のことです。
- (3) 相模原市と関りのあるみんな 相模原市内に居住し、通学し、通勤し、又は滞在する人のことをいいます。

○この条例で使用する言葉の意義を定めています。

○第1号について

「相模原市」は、基本的に市全域をいいますが、行政区やお住まいの地域などへの誇りや、愛着、共感でも構いません。

○第2号について

相模原市のどのようなところが好きであるかは、人それぞれです。

○第3号について

「滞在する人」は、レジャーや親戚、知人に会うため等で本市を訪れる人を想定しています。

(基本的な考え方)

第3条 この条例は、相模原市と関りのあるみんなに相模原市に対する誇り、愛着及び共感を持つことを決して強制するものではありません。相模原市と関りのあるみんなの個人の思いを尊重しつつ、シビックプライドを高める取組を行うことを基本的な考え方とします。

○この条例の基本的な考え方として、シビックプライドを高める取組は、個人の意思を尊重することを示しています。

(市長の責務)

第4条 市長は、自ら相模原市の魅力を発信します。

○目的を達成するための市長の責務を規定しています。

○住民の代表である市長は、住民の先頭に立ち、自ら積極的に市や地域の魅力を発信することを規定しています。

(市の責務)

第5条 市は、シビックプライドを高めるための取組を推進します。

2 緑区、中央区及び南区は各行政区の特徴を踏まえたシビックプライドを高めるための取組を推進します。

○第1項

- ・目的を達成するための市の取組を規定しています。なお、「市」には、市議会、市議会議員、市職員も含まれます。
- ・シビックプライドを、効果的、効率的に高めるためには、市が中心となり、施策を推進していく必要があることから、規定しています。

○第2項

- ・目的を達成するための行政区の取組を規定しています。
- ・自然豊かな景色が広がり、キャンプや釣りなどのアウトドア・アクティビティを楽しめる緑区、宇宙科学研究の最先端「JAXA」をはじめ、スポーツ、文化など様々な施設が集まる中央区、利便性に優れ、大規模商業地ながら公園や緑地などの憩いの場も充実している南区と各行政区の特徴は異なるため、それぞれの区が特徴を活かした施策を推進していく必要があることから市とは別に規定しています。

(さがみはらファンの役割)

第6条 さがみはらファンは、自らが思う相模原市の魅力発信に努めます。

○さがみはらファンの具体的な行動を示しています。

○さがみはらファンによる魅力発信は、強制するものではありません。一人一人のペースで、自由に、それぞれの方法で行っていただくものです。

(相模原市と関わりのあるみんなの役割)

第7条 相模原市と関わりのあるみんなは、相模原市への関心及び理解を持つことに努めます。

- 相模原市に関わりのあるみんなの具体的な行動を示しています。
- 「相模原市への関心と理解」は、相模原市に限らず、地域への関心と理解でも構いません。また、市や地域の魅力、歴史、文化など、どのようなところに関心を持つかは自由です。

(指針等)

第8条 市長は、シビックプライドを高める取組を効果的かつ計画的に推進するための指針等を定めます。

- シビックプライドを高める取組を具体化するための指針等を定めることを示しています。
- 指針等は、「基本的な考え方」に基づき、市長、市、行政区、さがみはら市に関わりのあるみんな、さがみはらファンの具体的な取組を明確にするものです。

(協力)

第9条 さがみはらファン及び市は、互いに協力し、一体となってさがみはらファンを増やすための取組を行い、シビックプライドを高めることに努めます。

- この条例の目的達成のために、さがみはらファンと市が協力することを示しています。
- シビックプライドを効果的、効率的に高めるためには、市の取組だけではなく、さがみはらファンと協力して進める必要があるため規定しています。